

いばらきP-TECHコンソーシアム 設置要項

(目的)

第1条 茨城県および茨城県教育委員会は、県立職業能力開発短期大学校、県立高等学校、およびITに関する企業等が連携及び協力して、いばらきP-TECH実施基準に定める事業を実施していくため、いばらきP-TECHコンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 事業で育成すべき人材の能力等に関すること。
- (2) 県立職業能力開発短期大学校、県立高等学校の教育カリキュラムに関すること。
- (3) 県立職業能力開発短期大学校、県立高等学校と参加企業等との連携に関すること。
- (4) 事業の年間活動計画に関すること。
- (5) 事業の成果検証に関すること。
- (6) 事業受講生徒及び学生の進学や就職等の全体方針に関すること。
- (7) 事業の拡大及び広報に関すること。
- (8) コンソーシアムの入会及び退会に関すること。
- (9) その他コンソーシアム及び事業の運営に関すること。

(構成)

第3条 コンソーシアムは、次の各号に定める組織・団体等により構成する。

- (1) 茨城県
- (2) 茨城県教育委員会
- (3) 県立職業能力開発短期大学校
- (4) 県立高等学校
- (5) 事業の趣旨に賛同し、協働して事業を実施する参加企業等

(運営委員会)

第4条 第2条に定める事項の審議を行う組織として、運営委員会を置く。

(運営委員会の組織及び運営)

第5条 運営委員会は次により構成する。

- (1) 委員長 1名
 - (2) 副委員長 1名
 - (3) 委員 若干名
- 2 委員長は、茨城県教育庁学校教育部高校教育課長の職にある者をもって充て、コンソーシアムを代表し会務を総括する。
- 3 副委員長は、茨城県産業戦略部産業人材育成課長の職にある者をもって充てる。

また、副委員長は、委員長を補佐し、委員長不在の際には会務を代理する。

4 委員は、第3条各号に定める組織・団体等から1名以上の推薦を受け、委員長が選任する。

5 運営委員会は、年に1回以上開催する。

6 運営委員会は、委員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。

なお、賛否同数の場合は、議長の決するところによる。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合は、委員長が速やかに後任の委員を選任し、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(専決処分)

第7条 委員長は、運営委員会を招集できないとき、又は運営委員会の権限に属する事項で参加企業等の加入及び削除の審査並びに軽易なものについては、これを専決処分することができる。

なお、専決処分により決定した事項は、次の運営委員会において承認を受けるものとする。

(連絡調整部会)

第8条 運営委員会の審議事項を具体的に検討するため、連絡調整部会を設置する。

(連絡調整部会の組織及び運営)

第9条 連絡調整部会は次により構成する。

(1) 部会長 1名

(2) 副部会長 1名

(3) 部会員 第3条各号に定める組織・団体等から各1名以上

2 部会長は、茨城県教育庁学校教育部高校教育課指導担当課長補佐の職にある者をもって充て、会務を総括する。また、部会長は、連絡調整部会の議長を務めることとする。

3 副部会長は、茨城県産業戦略部産業人材育成課人材育成担当課長補佐の職にある者をもって充てる。また、副部会長は、部会長を補佐し、部会長不在の際には会務を代理する。

4 部会員は、第3条各号に定める組織・団体等から部会長が選任する。

5 連絡調整部会は、年に1回以上開催する。

6 連絡調整部会は、部会員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。

なお、賛否同数の場合は、議長の決するところによる。

(部会員の任期)

第10条 部会員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合は、部会長が速やかに後任の部会員を選任し、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(外部有識者及びオブザーバー)

第11条 事業を円滑に進め、効果的な事業連携を図るため、運営委員長が必要と認めるときは、運営委員会及び連絡調整部会に外部有識者及びオブザーバーを出席させることができる。

(事務局)

第12条 運営委員会及び連絡調整会議の事務局は、茨城県教育庁学校教育部高校教育課に置く。

(会員)

第13条 コンソーシアム会員は、「いばらきIT人財教育モデルP-TECH 実施基準」に定める取組を積極的に実施する。

2 会員は年1回開催されるコンソーシアム報告会に参加する。

(参加)

第14条 コンソーシアムに参加を希望する企業等は、運営委員会委員長に入会申込書を提出し、運営委員会の承認を受けなければならない。

(脱退)

第15条 コンソーシアムからの脱退を希望する会員は、運営委員会委員長に退会届を提出しなければならない。

(その他)

第16条 この要項に定めるもののほか、運営委員会及び連絡調整会議の運営に関し必要な事項は、運営委員長が別に定める。

附 則

この要項は、令和3年8月5日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。